

國學院大學學術情報リポジトリ

近世における諸大名の日光参詣：
享保期の高槻藩主永井直期・杵築藩主松平親純の事例から

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮原, 一郎 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002351

近世における諸大名の日光参詣

——享保期の高槻藩主永井直期・杵築藩主松平親純の事例から——

宮原一郎

はじめに

本稿では國學院大學図書館の所蔵にかかる、日本近世の享保期における大名の日光参詣関係史料を翻刻するにあたり、その史料解説を行う。史料の書誌的な情報は凡例として後述し、ここでは翻刻史料の内容と時代背景などについて簡単に記す。

江戸時代において日光は、単に初代家康・三代家光の墓がある場だけでなく、天皇家が毎年例幣使を送り、日光社参として時には將軍自らが墓参を行うなど、国家的な儀礼や封建制的な秩序が現出する場でもあった。そのような場であるが故、自ずと各藩主が日光参詣と称して、東照宮や大猷院廟の墓参を行う場ともなった。

將軍自身が日光を参拝するいわゆる日光社参関係についての論考や言及は多い。しかし、このような大名による日光参詣に関するものは寡聞である。そこに、今回大名による日光参詣関係の史料を翻刻する意味が存在するであろう。

今回紹介する史料は、享保十四年（一七二九）摂津国高槻藩主永井直期と、享保十七年（一七三二）豊後国杵築藩

主松平親純による二点の日光参詣の史料である。ともに「昭和二年十一月十七日受入」と記され、同時期に國學院大學図書館で購入された史料だと窺える。ともに豎帳で寸法もほぼ同一である。また題簽の形式とその筆の手が同一だけでなく、本文の筆の手も同一のものと考えられることから、同じ系統の史料と考えられる。

出羽国秋田藩佐竹家には天保十四年（一八四三）に比定される日光参詣に関する記録が残されている。⁽¹⁾この記録には、日光参詣にあたり天保七年（一八三六）松平土佐守家（土佐国高知藩山内家）の参詣した記録を参考にしたことが記されている。このことを鑑みると、この享保期における永井と松平の記録も、どこかの大家家の日光参詣の参考史料として書写された可能性が考えられる。

享保十三年（一七二八）八代將軍徳川吉宗は、四代家綱が日光へ社参して以来の日光社参を挙行する。その後、諸大名による参詣が行われたとされるが、今回翻刻した史料から、東照宮や大猷院廟での拜礼の作法が克明に記されており、將軍家と各大家家の紐帯を確認する儀礼的空間の場としての日光参詣の詳細が明らかとなる。

参詣した年代がともに近いため、ここでは、日光参詣の過程をそれぞれの場面ごとに、永井家・松平家の両者を併記する形で、史料の内容を簡単に紹介する。

一 老中への伺いと許可

摂津国高槻藩永井家はおよそ三万六千石の大名である。享保十四年当時、藩主の永井飛騨守直期は江戸詰で、当初は三月に御暇を乞い、国元へ戻る途中で日光への参詣を企図していたようである。しかし、永井が国元に戻った上で、近江国膳所藩本多主膳正康敏が国元から江戸へ向けて出発するため、その時期が遅れることを懸念して、永井が帰国

する以前の日光参詣を、正月二十七日に老中水野和泉守忠之へ伺う。その結果、江戸詰の期間内での日光参詣が許可された。この文書の形式は、伺書に「ひれ紙」をつけて認められるという形であった。

豊後国杵築藩松平家はおよそ二万七千石の大名である。享保十七年当時、藩主の松平市正親純は国元におり、豊後国高松藩主松平主膳正近貞が江戸から国元へ戻ってきた後、親純は国元から江戸への参勤の途中に、江戸は通過するものの、直接日光へ行くこと企図する。そこで同年五月七日に国元から江戸の老中酒井讃岐守忠音へ伺う。その結果、酒井から江戸の留守居へその伺いが認められたことを伝えられる。

老中への伺書について、後年のものであるが、寛政八年（一七九六）に津軽出羽守寧親が御用番の老中戸田采女正氏教へ提出したものが残されている。⁽²⁾伺書の天の部分に、「可為伺之通候」と記載されている。これがこの史料で言うところの「ひれ紙」で附紙の一種と推察される。

二 行程

次に日光への行程を見よう（表一参照）。永井の場合、享保十四年三月二十一日に江戸を出て、幸手・石橋・今市と宿泊し、同月二十六日は日光山内の宿坊明道院から、東照宮・大猷院廟を参拝する。その日のうちに日光を下山し、鹿沼・小山・杉戸と宿泊し、二十九日に江戸へ戻るといふ七泊八日の行程であった。往路は日光街道を行き、宇都宮から日光へ入るルートを探っている。復路は日光から壬生方面へ抜けて、小山から日光街道に入るルートを用いている。また古河では古河藩主・永井直勝が開基し、その墓もある永井（えいせい）寺へ赴いている。

松平の場合、享保十七年国元から江戸への参勤交代の途中で、八月十五日に品川から江戸を通過して、千住・粕

表一

享保14（1729）年摂津国高槻藩主永井直期日光参詣経過表

月日	内 容
正月27日	老中水野和泉守忠之へ日光参詣の伺書を提出。
3月19日	日光参詣に際し、仮養子願を老中松平乗邑へ提出。
3月20日	日光参詣の帰路、古河永井寺における先祖の墓の参拝の伺書を、老中松平左近将監乗邑へ提出。
3月22日	江戸発。越谷で昼食。幸手泊。
3月23日	幸手発。栗橋関所を通過。間々田で休憩。石橋泊。
3月24日	石橋発。宇都宮通行。今市泊。
3月25日	今市発。鉢石休憩。宿坊明道院泊。
3月26日	東照宮・大猷院廟参詣。日光発。鹿沼泊。
3月27日	鹿沼発。壬生通行。小山泊。
3月28日	小山発。古河永井寺へ参詣。杉戸泊。
3月29日	杉戸発。江戸着。

享保17（1732）年豊後国杵築藩主松平親純日光参詣経過表

5月7日	老中安藤対馬守重行へ日光参詣の伺書を提出。
閏5月16日	老中酒井讃岐守忠音へ日光参詣の許可に対する返書を提出。
8月15日	江戸への参勤途中で品川から直接千住へ行き宿泊。
8月16日	千住発。草加で昼休。粕壁泊。
8月17日	粕壁発。栗橋で昼休。小山泊。
8月18日	小山発。雀宮で昼休。大沢泊。
8月19日	大沢発。鉢石着。宿坊の実教院泊。
8月20日	東照宮・大猷院廟参詣。日光発。徳次郎泊。
8月21日	徳次郎発。石橋で昼休。間々田泊。
8月22日	間々田発。幸手で昼休。越谷泊。
8月23日	越谷発。千住で昼休。江戸着。

壁・小山・大沢と宿泊し、同月二十日は日光山内の宿坊実教院から、東照宮・大猷院廟を参拝する。この二十日は家光の月命日でもある。その日のうちに日光を下山し、徳次郎・間々田・越谷と宿泊し、二十三日には江戸へ戻る行程であった。

三 東照宮・大猷院廟における参拝

次に東照宮や大猷院廟での参拝の詳細について述べよう。最初に東照宮での拝礼の様子を検討する。

享保十四年三月二十六日の永井の場合を中心にしよう。永井家の記録には参拝の様子が図に示されており(157・158ページ写真一〜四参照)、合わせて比較しよう。「丑中刻」(二時ころ)に起床し、体を清め、殿中の礼装である大紋を着して「六時過」(五時過ぎ)に宿坊明道院を出る。その後、いわゆる神橋の手前で馬や同勢を残し、以後は鎧を伏せて通行し、⁽³⁾石鳥居の前で駕籠からおりた(写真四参照)。仁王門(表門)の外に歩行や中小性などを残し、これより先は刀番二名・草履取二名を引き連れ、陽明門の脇にある本地堂で待機した(写真三)。献上の目録などを持って先行していた用人の望月孫四郎と給人刀番の江村左右八と合流して、陽明門の前で永井は自らの刀を置き、草履を履き替える。刀番と草履取もここに残り、目録などを持参する望月と江村は同道する。唐門で永井は草履を脱ぎ、紐で括っていた長袴の紐を解き、目録などを自ら持ち、太刀の目録を宿坊の明道院へ渡す(写真二)。拝殿の縁で太刀が内陣に奉納されるのを見て拝札する(写真一③)。その後拝殿の「膝付」(敷物)の際まで進み、社人から御幣を拝受する(写真一①)。次に石の間へ下りる(写真一⑤)。そこで、御神酒を頂戴し、その盃を懐へ入れる(写真一⑥)。そこから元の拝殿内の板縁に戻り、そこで日光奉行と東照宮別当へ会釈をして退出する。その後唐門の外で長袴を紐で括

り、本地堂から石鳥居まで戻る。

松平の場合、享保十七年八月二十日に参拝している。ほぼ永井と同様な作法であるが、本地堂手前にある手水鉢で手水を使うこと。また、拝殿における拝礼は手をついて行われたことが明らかとなる。

天保十四年（一八四三）四月十二代家慶が日光社参した時は、永井や松平の場合と異なり、石鳥居でなく銅鳥居まで駕籠で行っている。拝殿では同様に太刀を献上し御神酒を頂戴しているが、その後奥院へ向かい、宝塔の御開扉が行われている点⁽⁴⁾が異なる。

次に大猷院廟における参拝の様子を見よう。まず永井の場合、東照宮での参拝の後、石鳥居から駕籠で、歩行や中小性などを連れて「御霊屋」（大猷院廟）へ向かう。「二王門」（仁王門）で駕籠から降り、歩行などを残し、望月・江村と刀番・草履取が付き従う。夜叉門で永井は自らの刀を置き、刀番・草履取を残す。夜叉門から唐門・本堂へ入り、拝礼する。その後、老中へ東照宮と大猷院廟を拝礼した報告を提出している。

松平の場合、永井とほぼ同様であるが、大猷院廟で拝礼したさいに、日光奉行などが列席していたことがわかる。参拝の後、同様に老中へ終了の報告を行っている。

四 供奉の家来について

永井の記録には、日光参詣に供奉した人名と役職を記録した横帳形式の覚書が添付されている。家老山藤五郎左衛門を筆頭に四十七名が参列している。但し、本文が享保十四年と奥書に記されているにもかかわらず、この覚書は表に「享保十五戌二月日光江御参詣之節被召連候御供人数左之通」と記されている。どちらの年代が正しいかの判断は

つかないが、享保十四年の参詣のものとは理解する。

天保十四年（一八四三）出羽国秋田藩佐竹家の記録によると、家老の真壁を筆頭に、物書や医師など二十一名、その他歩行二十八名・茶屋番三名・足軽三十四人・小人五十三人・「厩之者」十七名・草履取六名・六尺十四名、総勢百七十七名が供奉している。大名の格式により供する人数に大きな違いがあったことが窺える。⁽⁵⁾ またこの佐竹家の記録には、宇都宮から鉢石までの行列図と、宿坊の実教院から東照宮や大猷院廟までの行列図が残されており、今後検討すべき課題であろう。⁽⁶⁾

註

- (1) 「屋形様日光山御参詣御記録」佐竹文庫AS209-13、秋田県立文書館所蔵。
- (2) 津軽家文書一四八二 国立国文学研究資料館所蔵。
- (3) 明和二年（一七六五）に行われた家康一五〇回神忌の際は、神橋を渡ってすぐの長坂の下に下馬札が立てられた。吉岡孝『日本文化と神道』第三号、二〇〇六年（國學院大學21世紀COEプログラム「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」成果論文集）。
- (4) 「日光御参詣次第記」館林市立図書館秋元文庫。
- (5) 註（1）参照。
- (6) 將軍による日光社参の行列について、根岸茂夫「享保期日光社参における將軍の行列」（『大日光』75号、二〇〇五年）、同「寛文三年徳川家綱日光社参の行列と政治的意義」（『国史学』一九五号、二〇〇八年）の検討がある。

【凡例】

- 一 本稿は、國學院大學図書館所蔵①「日光覚書控」(享保十四年へ一七二九)と②「日光参拜之覚」(享保十七年へ一七三二)を翻刻するものである(以下①・②と省略)。図書館では準貴重書扱いの史料で、請求番号は①Ⅲ―一〇九、②Ⅲ―一〇一〇である。
- 一 ①の原本の体裁は、縦二三・横一六。八センチ。墨付二三丁。②の体裁は、縦二三・横一六。八センチ。墨付二〇丁。なお①には日光参詣の供の人名や人数を記した横帳形式の文書が、包紙にくるまれ四ツ折の状態で挿入されていた。寸法は縦一一・二センチ・横三四・三センチ。
- 一 翻刻の際には、判読の便を考慮して常用漢字を使用した。ただし、送り仮名の「者」「江」「而」、合字の「と」はそのままとした。また、読点及び並列点を適宜付した。
- 一 明らかな誤字は右傍に()で正しい字を示し、推測できるものは(―カ)とした。
- 一 平出・台頭は二字あけ、欠字は一字あけとした。
- 一 ①「日光覚書控」には、日光山内における参詣の儀式について、図を用いて説明されており、その図の写真を掲載した(157・158ページ参照)。判読の便宜のために、それぞれの写真の中に①・②など、文章が記載されている箇所番号を振った。また、翻刻史料と対照しやすいように、該当する箇所は①「:」・②「:」と表記した。

(史料一) (國學院大學図書館所蔵III—1109)

(表紙)

日光覚書控

本多主膳正在所致発足候様ニ被 仰出候旨承知仕候、左候得者從日光直ニ在所江不罷越候而者、主膳正参府延引ニ罷成可申哉と奉存候、然共私儀持病之痞に今不致全快、長途之旅行難仕体御座候之間、不苦候者不被成下御暇候以前拜参仕度奉願候、以上、

正月廿七日

永井飛驒守

一今年日光可被遊御拜参と思召候、併三月御暇被 仰出候以後、御拜礼被成候而ハ膳所との御替合之儀候得者、主膳正様御参勤御延引ニも罷成哉、依之御暇不被 仰出以前ニ、御拜参被成度思召候付、御願書被差出、御文言左之通、

口上之覚

私儀当三月被成下御暇候者、奉願日光 御宮 御靈屋江拜礼可仕と奉存罷在候、然処私在着仕候而、

一同廿七日右御願書御用番水野和泉守様江、田村主馬様御持参御差出被成候処、首尾能御請取被成候、一同日八時水野和泉守様一人罷出候様ニと申来候付、中村只右衛門罷出候処、今朝御差出候御願書ニ御ひれ紙ニ而御渡被成候、

御ひれ紙

当三月御暇被下候以後日光江参詣被有之、帰府以後在所へ発足 本多主膳正と交代不苦候、

一右付即刻為御請、和泉守様江御勤被遊、将亦本多伊予守様へも被遊御勤候、
一三月八日日光御拜参之節之為承合、青山因幡守様御

留守居須田覚之丞参、磯貝新左衛門対談、尤孫四郎も出会申候、

一同九日日光迄御宿配符飛脚足輕忝人、并中間忝人差添被遣、

一同十八日日光御道中為御宿割佐藤三左衛門発足、并駄賃払も一所ニ致発足候、

一同十九日之朝、日光被遊御拜参候ニ付而、御仮養子之御願書、御用番松平左近将監様御客対被成候付、御持参被成候、

一同廿日松平左近将監様へ磯貝新左衛門御使者ニ而、日光御帰路之節、古河永井寺江御立寄被成度段、御口上書を以、御伺被成候御文言、

口上之覚

私儀従日光帰路之節、総州古河永井寺ニ先祖之墓

御座候間、立寄申度奉存候、依之奉伺之候、以上、

三月廿日

永井飛驒守

一同日松平左近将監様と一人罷出候様ニと被仰下、中村只右衛門罷出候処、先刻御伺被成候永井寺御立寄

之儀、御口上書ニ可為勝手次第との御ひれ紙ニ而御渡被成候、

一同日右御請可被成御出処、御持病氣ニ御座候付、御請御口上書ニ而中村只右衛門御使者にて被仰上候、

一同日永井寺江御立寄之儀、御伺之通被仰出候付、本多中務大輔様御城下之儀故御届、将亦御馳走等之為御断、御使者磯貝新左衛門被遣之候、

一同廿一日明朝日光江御発駕被成候御積ニ付、御届旁御用番松平左近将監様・安藤対馬守様江七時御勤被成候、

一日光御奉行竹中周防守様、此節就御在府、明日日光江御発駕之御案内被仰遣、

一日光御門主様江、右御案内大西淡路守殿江、御使者被遣之、

一同廿二日明ヶ六時過日光江被遊御発駕候、

一同日今朝御発駕被成候段、御老中様方不残、本多伊予守様へ為御届、御使者中村只右衛門相勤ル、

一同御同席様方御一家様御用御頼之御方様へ、御発駕御

案内之奉札差出ス、

三月廿二日

一同日昼時過越ヶ谷本陣会田弥平太方へ御着、御目見被仰付之上、銀子一枚被下之、

一同日暮時幸手本陣知久文左衛門方江御着、御目見之上、銀子貳枚被下之、

同廿三日

一明ヶ六時幸手御発駕、

一栗橋御関所四時御着、伊奈半左衛門様と手代壺人被差出ニ付、百疋被下之、

一御関所番人四人江百疋充被下之、

一同所下番式人江百疋被下之、

一本多中務大輔様と御馳走之舩出ル、

一右御舩奉行安丸藤左衛門江三百疋被下之、

一同小頭石川彦太夫江百疋被下之、

一同水主拾式人江五百疋被下之、

一同所舩場肝煎・問屋・名主・年寄九人江金壺兩被下之、

一同所舩肝煎三人・帳付式人・馬指四人・手伝廿五人江百疋被下之、

一古河本多中務大輔様へ御礼御案内旁、御使者被遣之、市川六郎左衛門相勤、

一同所御通之節、中務大輔様と先払足輕七人罷出ル、鳥目五百文ツ、被下之、

一同小頭へ百疋被下之、

一同所御通之節、御使者出ル、御直答被仰遣、

一御休間々田江九時本陣青木治右衛門方江御着、前々之通銀壺枚被下之、

一暮時石橋本陣伊沢内之丞方江御着、前々之通銀子貳枚被下之、

同廿四日

一明ヶ六時石橋御発駕、

一雀之宮本陣小倉半右衛門方、兼而御休之处間違申ニ付、百疋被下之、

一字都宮御通之節、戸田越前守様より御使者出ル、御直答被仰遣、

- 一越前守様御札御案内旁、御使者市川六郎左衛門相勤、
- 一同所御通之節、先扨足輕六人出ル、鳥目五百文ツ、
同小頭へ百疋被成下候、
- 一九半時徳次郎本陣福田八左衛門方へ御着、前々之通
銀杓枚被下之、
- 一大沢本陣兼而御泊之处間違候付、式百疋被下之、
- 一龍王寺江被掛御腰候付、百疋被下之、
- 一大沢御通之節、山口新左衛門殿手代被指出候付、百
疋被下之、
- 一同所御神領ニ付、問屋忝人・年寄五人・下役人七人
出ル、何茂及挨拶、惣役人江式百疋、下役人江鳥目
忝貫文被下之、
- 一同所宮本太郎左衛門、先年御宿仕候者ニ付、御目見
被仰付、百疋被下之、
- 一日光御殿番忝人出ル、百疋ツ、被成下、
- 一暮時今市本陣大橋幸七方江御着、前々之通銀式枚被
下之、外ニ百疋、是者御帰路之節御泊之处、間違候
付被下之、
- 一山口新左衛門殿手代出ル、百疋被成下、
- 一今市町問屋・年寄五人・下役六人罷出、前々之通式
百疋と忝貫文被下之、
- 一明日日光御着付、御案内 御門主様御留守居浄土
院・御奉行林備後守様 ・御宮別当大楽院 ・御靈
屋別当龍光院・御目代山口新左衛門殿・学頭修学
院・御宿坊明道院、右所々御使者明早朝相勤候様ニ、
江村左右八江申渡、今晚方追越、鉢石江罷越、御口
上ハ追付、御着之御案内也、
- 同廿五日
- 一六半時今市御発駕、
- 一山口新左衛門殿手代罷出ル、百疋被成下、
- 一四時鉢石本陣福田平左衛門方へ御着、
- 一右御着付、又々御案内且明朝御拜礼被成度段御口上
ニ而、御門主様初、所々へ御使者江村左右八相勤ル、
一御門主様方為御使僧浄土院被参、御餅・菓子御到来、
直御請浄土院江式百疋被下之、
- 一宿坊明道院方使僧来ル、音信有之候付、使僧江百疋

被下之、

一当駄東西町年寄式拾壹人江、金子式両・鳥目壹貫文被下之、

一御門主様江御菓子御到来之御礼使者被遣、箕浦市郎右衛門相勤、

一猿引江鳥目壹貫文被下之、

一盲目江鳥目式貫文被下之、

一九半時 御宮御内見、明道院御案内被致、御染小袖半上下御着用、

一明朝御拜礼刻限万端、明道院へ聞合、彼是相頼申候、

同廿六日

一丑中刻御目覚御本陣ニ而御清等被成候、

一六時過大紋御着用ニ而御出、

一御橋之外ニ而御牽馬以下同勢相残ル、此所方御鎧伏候而御持セ被成候、

一右鳥居際ニ而被遊下乗、御鎧其外御供残ル、

一仁王門之外ニ而御歩行中小姓残ル、夫より御刀番式人・御草履取式人被召連候、

一御本地堂江御立寄、暫御待合被遊、明道院同所御待請被申、

一望月孫四郎・江村左右八、先達而御本地堂へ罷越、

献上之御太刀目録・御馬代銀何茂箱入、尤持夫・宰領共右兩人召連候而、御本地堂ニ而御待請仕ル

一御献上之御太刀目録孫四郎持参、御馬代銀上包仕、台ニ載、左右八持参、

一陽明門ニ而御刀御取被成、此所ニ而御刀番・御草履取残ル、尤も御草履被召替、

一孫四郎・左右八兩人陽明門方内御供仕、尤右兩人ハ御本地堂刀残置、

一御唐門ニ而御草履御ぬき御く、り御取被成候、此所方御太刀目録御自身御持被成候、

一御馬代銀出家中老人請取ニ被出候付此所ニ而相渡ス、一御拝殿之御縁へ御上り、御太刀目録社人へ御渡、右

御太刀 御内陣ニ被相納候を御覧之上、御縁ニ而御拝礼被遊、

一夫方御拝殿御膝付有之候、際へ御出 御内陣方御幣

を社人被持来候時、御膝付へ御手被懸候而、御拝礼御幣を御頂戴、

一右御幣 御内陣江被納候を被成御覽候而、左之方へ御立被成、御内陣階下石之間へ御越、石之間左之方之端、少筋違ニ御内陣江御向ひ御着座、此所ニ而 神酒御頂戴、畢而御土器御懷中、尤御土器包候紙御持參被成候、夫₅元之通御退出、御縁にて日光御奉行様・御宮別当江御拝礼相濟候、御会釈有之、

一御唐門之外ニ而御袴御く、り、御本地堂へ御出被成候、此所ニ而御土器孫四郎へ御渡シ懷中仕ル、

一同所にて御見合之内、日光御奉行様御退出、御靈屋へ御越被成候を御覽被成候而、御出被成候、

一夫₅鳥居際ニ而御乗物被召候而、御靈屋江御參詣、二王門前ニ而御駕籠脇初、惣御供残ル、孫四郎・左右八外ニ刀番之者兩人御供仕、

一夜叉門ニ而御刀御取、此所ニ而御刀番・御草履取残ル、夫₅孫四郎・左右八兩人御供、御献上之銀子台持參、一勅額門ニ而出家衆一人被出、右之銀子相渡ス、

一夜叉門ニ而御刀御取・御草履御取被成候、其外御作法江戸 御靈屋之格、

一右相濟 御門主様江御務、

一右 御宮 御靈屋御拝礼之作法等之義、委細明道院差図有之、

一御拝礼相濟候付、江戸江足輕飛脚差出、

一右付為御礼御老中様江御連状、安藤対馬守様へ御格状出ル、

一筆致啓上仕候、 公方様 ・大納言様益御機

嫌能被成御座、恐悦至極奉存候、然者私儀明晚到

日光參着、今朝 御宮 御靈屋拝礼仕、難有仕合奉存候、右之段為可申上呈愚札候、恐惶謹言、

三月廿六日

水 和泉守様

松 左近將監様

酒 讚岐守様

參人々御中

安 対馬守

同

之、

一御宮江御献上 御太刀・馬代銀貳枚 常是包

一本陣福田平左衛門銀五枚被成下、外ニ貳百疋、彼是

一御靈屋江御献上 銀壹枚 右同断

致世話候付被下之、

一御拝礼相濟候付、左之通被遣、

一鉢石四時御発駕、

一御門主様江 御太刀馬代銀壹枚

一板橋御通之節、町役人共罷出ル、貳百疋と鳥目壹貫

学頭 一修学院江 銀壹枚

文被下之、

御本坊御留守居 一浄土院江 銀壹枚

一文挾御通之節、町役人共罷出候付、貳百疋被下之、

御宮别当 一大楽院江 銀壹枚

一七時過鹿沼本陣椎谷八郎右衛門方へ御着、前々之通

御靈屋别当 一龍光院江 銀壹枚

銀貳枚被下之、

一林備後守様江 三百疋

同廿七日

一山口新左衛門殿江 貳百疋

一鹿沼五時御発駕、

御宿坊 一明道院 五百疋

一壬生御通之節、鳥居丹波守様へ御使者出ル、御礼使

一御祈禱料 貳百疋

者市川六郎左衛門申渡ス、

一御牌前へ御香奠 銀壹枚

一当駅御通之節、先扨兩人罷出候付鳥目壹貫文被下之、

一明道院弟子 貳百疋

一八半時小山本陣小川彦右衛門方へ御着、前々之通銀

一所之案内仕候付 貳百疋

子貳枚被下之、

右之通以御使者被遣之、市川六郎左衛門相勤、

同廿八日

一日光之神主古橋大膳、彼是致世話候付而、百疋被下

一小山六半時御発駕、

一九時古河御休、本陣吉沢与市方江御着、前々之通銀
 壹枚被成下、

一当駅御通之節、本多中務大輔様より町奉行中村与惣
 被差出、

一同所小頭式人罷出ル、百疋ツ、被下之、先払之足輕
 拾人罷出候付、鳥目五百文ツ、被下之、

一永井寺へ御参詣、御香奠銀壹枚・五百疋御持参、御
 次迄吸物・酒出ル、

一右御香奠被下金、三嶋幸八御使者相勤、

一本多中務大輔様方御船掃除等被仰付、御礼御使者被
 遣、市川六郎左衛門相勤ル、

一吉沢与市彼是致世話候付、百疋被下之、

一永井寺御牌前江、山藤五郎左衛門御香奠式百疋、望
 月孫四郎百疋献上仕候、

一中田御渡船之節、問屋・名主・年寄九人江金子壹両
 被下之、

一同所船肝煎・帳付・馬指・手伝へ百疋被下之、

一同所水主共へ式百疋被下之、

一杉戸御泊へ暮時御着、本陣長瀬清兵衛へ前々之通銀
 式枚被下之、

同廿九日

一杉戸六時御発駕、

一草賀御休江昼時御着、本陣大河八郎左衛門へ前々之
 通銀壹枚被下之

一千住正専寺江被懸御腰候付、鳥目壹貫文被成下之、

一御帰府付、御老中様方被遊御勤、

一同日日光御拝礼之御連状御隔状被指出候付、御奉書
 松平左近将監様方御渡被成候付、中村只右衛門罷出
 奉請取候、

一同日有馬出羽守様へ御帰府御案内之手紙被遣之、

一同日日門様方御留守之内御使僧来候付、右御請之御
 使者被遣、

一同日松平左近将監様方御使者ニ而、今度日光御拝礼
 付、被差出置候当分御仮養子之御願書御返却被成候、
 右御請磯貝新左衛門被遣之、

日光 御宮之図

(写真一)

- ① 「御内陣より御幣指出候時、此所迄少御出向、御膝付へ、御手ヲ被懸御控候処、御幣御頂戴之時御拝礼、」
- ② 「此所御別当着座」
- ③ 「此所御拝礼、御内陣へ献上之御太刀納候時、御拝礼」
- ④ 「日光奉行着座」
- ⑤ 「御幣御頂戴相済、御左之方へ御付、石之間へ御越」
- ⑥ 「此所ニテ御着座、少神前御向筋違ニ御着座、神酒・土器添持出ル、御頂戴被成候而、御土器ハ御懷中、夫より如元板縁へ御帰、板縁ニテ日光奉行・御別当江挨拶有之、」

(写真二)

- ① 「此所ニテ御草履御ぬき、御大紋御くゝりとき上ル、

御介添御本地堂よりは是迄持参之、宿坊へ御太刀・銀子等渡之、」

- ② 「此所ニテ御刀御取、御刀番残ル、」
- ③ 「此所ニテ御刀番其外刀ヲ拔置、」
- ④ 「御供ハ此所ニテ草履ぬき御草履取残ス、」

(写真三)

- ① 「此上へ御上り、御待合被成候、」
- ② 「此所ニテ御徒士、御駕籠脇残ル、」

(写真四)

- ① 「此所御下乗御供残ル、」
- ② 「此所ニテ御馬以下御供残ル、従是下乗迄御鍵伏持セ候、」

鉢石町

御霊屋ニテハ

唐門ハ 勅額門

陽明門ハ 夜叉門

御供等残諸事仕方

御宮之通、御拝礼ハ江戸之通

右者享保十四年酉三月御参詣之節控也

中村只右衛門控

家老 山藤五郎左衛門

用人 望月孫四郎

者頭 桑野次郎右衛門

近習目付 杉田与市

給人 箕浦一郎右衛門

刀番 江村左右八

和久莊馬

(挿入文書)

(包紙上書)

「享保十五戌三月日光江拝礼之節召連候人数覚控

中村只右衛門」

近習

三嶋幸八

仁平善三郎

牧 伊太夫

高階又蔵

(端裏書)

「享保十五戌三月日光江拝礼之節召連候人数覚控

中村只右衛門」

祐筆 一川六郎左衛門

(本文) 享保十五戌三月日光江御参詣之節被召連候御供人数左

之通

医師

梶川元真

松井檢校

宿割兼

佐藤三左衛門

供頭

乾 官兵衛

中小性

能勢藤九郎

千馬多十郎

堀井林太夫

高橋我平

竹嶋林平

沢路川助

歩行小頭

駒野源左衛門

台所人

長谷川牧右衛門

歩行目付

石田平助

高角左左衛門

藤林丈五郎

元田専助

山本惣助

歩行

清水多七

杉浦清七

藤本又助

大山新五右衛門

辻村和内

佐々木尉右衛門

物書

大音供次郎

茶道

中条善可

八木友古

御側坊主

中林円賀

料理人

石野富右衛門

招提多四郎

坊主

長濱茂右衛門

御仕立物兼上田権太郎

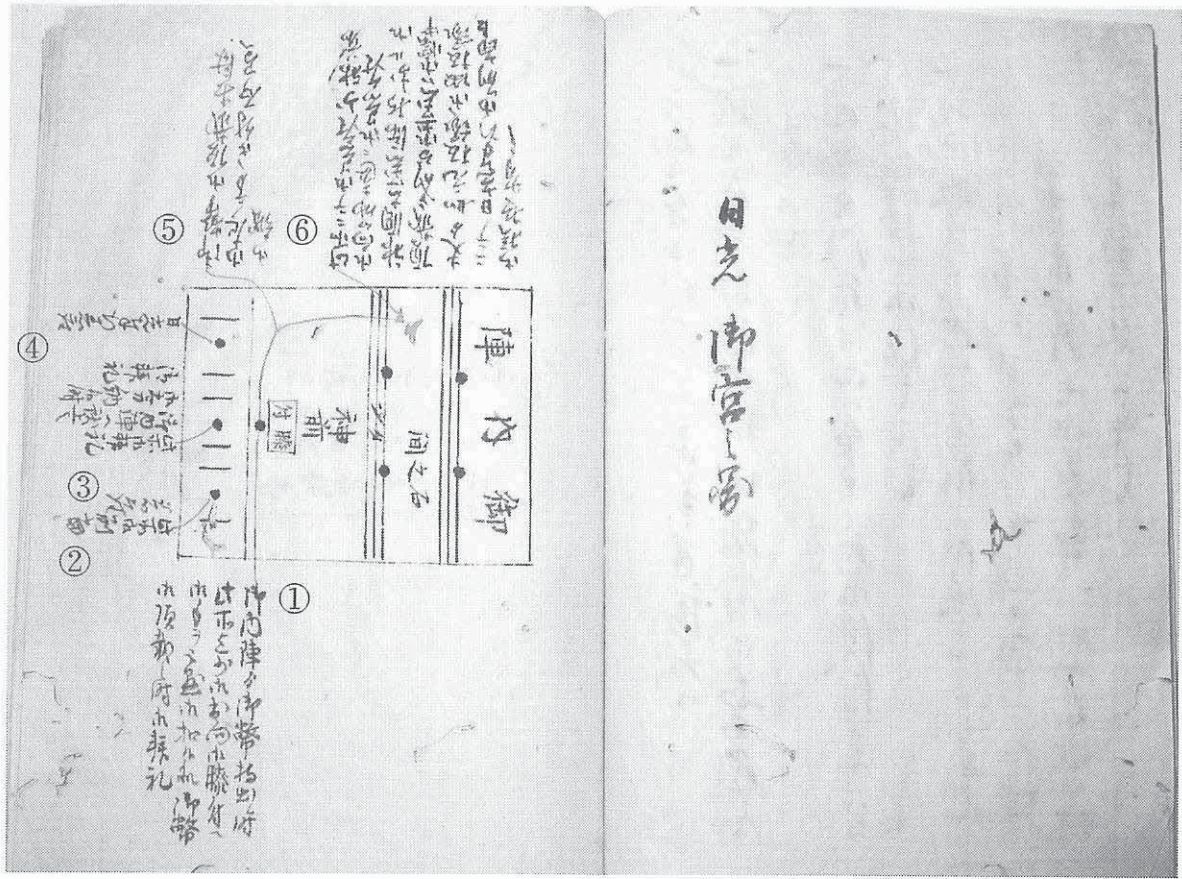
足輕小頭 鳴田砂右衛門

厩小頭 田淵伊兵衛

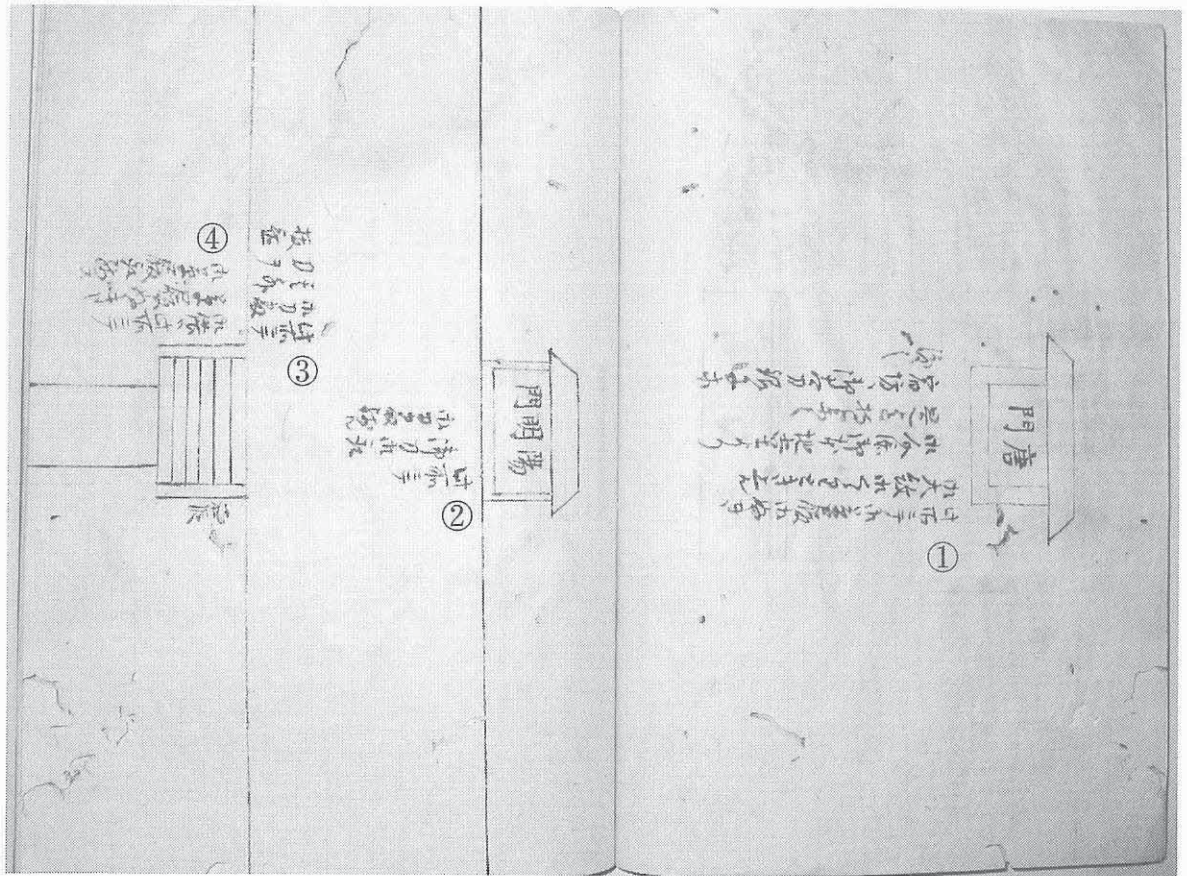
駕籠頭 尾畑理兵衛

中間頭 坂口庄兵衛

以上

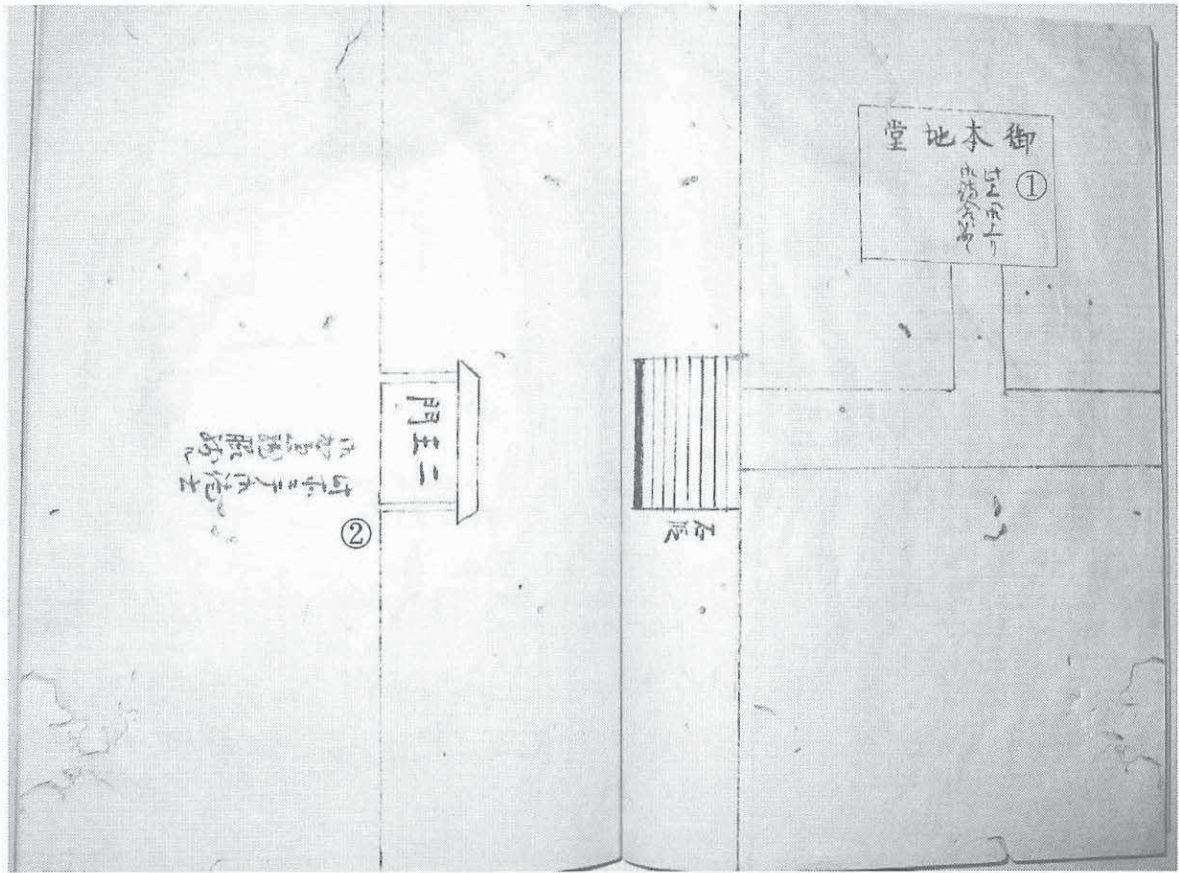


(写真一)

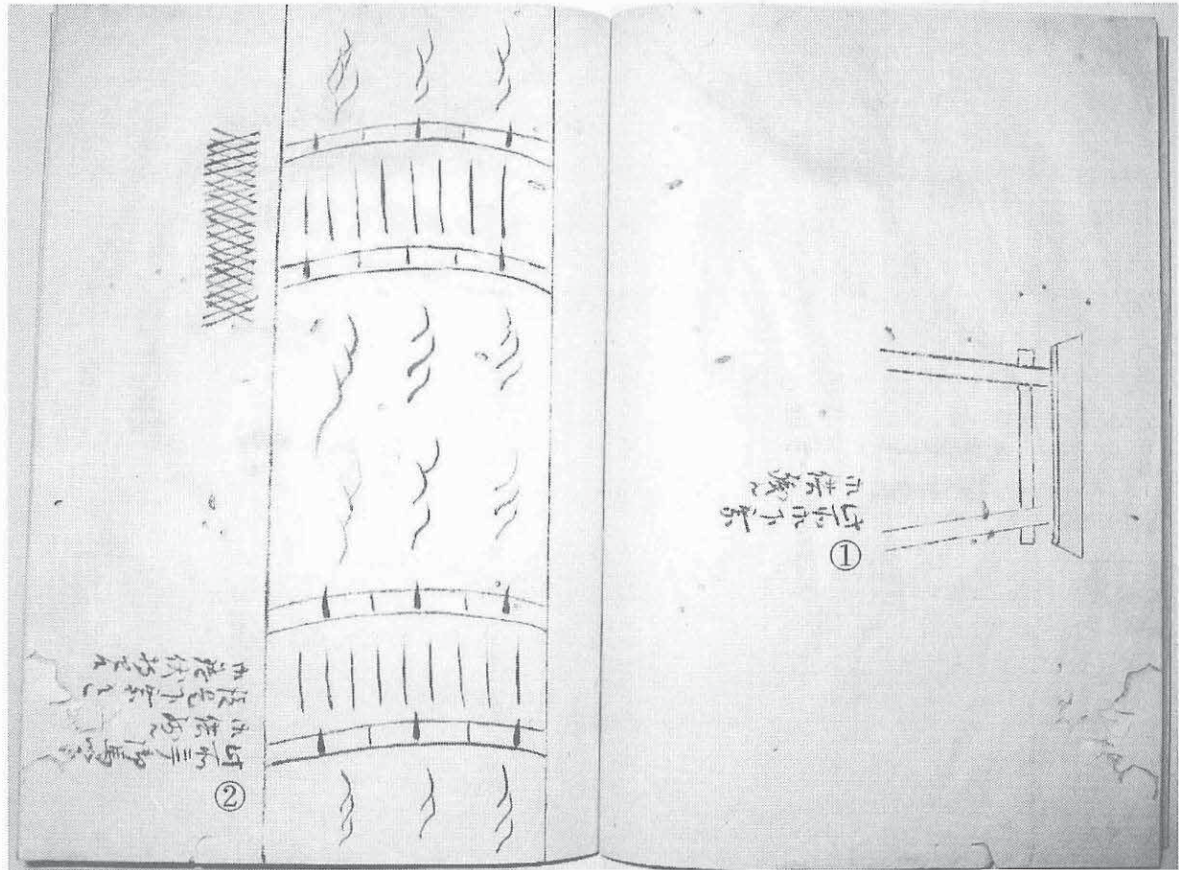


(写真二)

(写真三)



(写真四)



(史料二) (國學院大學図書館所蔵III—111—10)

(表紙)

享保十七子年

日光参拝之覚

八月

享保十七年在邑ニ付、同秋参勤之節、日光山御宮 御
靈屋江参拝仕度旨、同村五月廿六日御用番酒井讚岐守
様江伺書式通被差出之、留守居持参、御用人大森十右
衛門江相渡候処、御承知被成候、追而従是可被仰遣之
由被仰聞之候、伺書左之通、

私儀松平主膳正当年御暇被下、在邑以後参勤之節、
日光山江罷越、御宮 御靈屋参拝仕、夫方参府

仕度奉存候、可然御差図被成可被下候、依之奉伺
候、以上、

五月七日 松平市正

(附紙) 「日光参詣之儀可為伺之通候」

私儀参勤之節東海道罷越、品川方直日光山江参詣
仕度奉存候、且亦其御地罷通候節、御用番之各
様・安藤对馬守殿江罷越、奉伺御機嫌度奉存候、
此段御差図被成可被下候、以上、

五月七日 松平市正

(附紙) 「月番之老中并安藤对馬守へ立寄、可被相伺御機
嫌候」

右奉書半切ニ相認、上包美濃紙折懸御名計

一同廿七日酒井讚岐守様方今日中屯人参上候様ニと申
来、留守居之者罷越候処、時日差出候伺書ニ、右之
通御付札被成、御用人望月平右衛門を以御渡被成候、

一右伺相濟候段、於在所承知、為御請飛札差越候、左
之通、

一筆啓上仕候、公方様・大納言様益御機嫌

能被成御座奉恐悦候、然者私儀、松平主膳正当年

御暇被下、在着以後參勤之節、日光山御宮

御靈屋參詣之儀、今度奉願候處、參詣可仕旨早速

御差図被成被下忝仕合奉存候、此段為可申上捧愚

札候、恐惶謹言、

閏五月十六日 松平市正

酒 讚岐守様

参人々御中

一別紙御請書左之通

私儀參勤之節、東海道罷越、品川^江直日光山^江參

詣仕度旨、且亦其御地罷通候付、御用番之各様・

安藤対馬守殿^江、伺書奉伺御機嫌度段申上候處、

以御付札御差図之趣承知仕候、右為御請以使者申

上候、以上、

閏五月十六日 松平市正

右奉書半切紙上包美濃紙折懸

一右窺相濟候付、御案内之御使者左之通被遣之、

一日光准后様

御坊官中迄

私儀当秋參勤之節、日光山御宮御靈屋參

拜之儀奉願候處、伺之通被仰出難有奉存候、

右之段為可申上、以使者申上候、御序之節宜御

沙汰頼入存候、

一林^{日光奉行}備後守様
竹中周防守様

拙者儀当秋參勤之節、日光山御宮御靈屋參

拜之儀奉願候處、伺之通被仰出難有奉存候、依

之為御案内以使者申入候、

一右二付御同席様方其外御心安御方様へ、以奉札為御

知申遣、

御返答候、

一 日光山宿坊之儀、実教院相頼候付、以飛札申遣候、

一 房川ニ而中務大輔様御船奉行并水主頭・水主罷出、

一本多中務大輔様・戸田越前守様衆江御領内被罷通候、

其外問屋・名主・年寄罷出致世話、

御馳走ケ間敷儀堅御用捨被成候様申遣候、

一金式百疋

御船奉行

一 八月十五日品川着、翌十六日彼地発足、直ニ御用番

一 銀式ツマコ兩

水主頭

松平伊豆守様・黒田豊前守様へ被罷越、御用人江左

一 鳥目壹貫五百文

水主拾式人

之通被申置候、

右栗橋本陣江頼遣之

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座奉恐悦候、

一 小倉嶋壹端

本陣池田与四右衛門

且亦私儀日光山参拝之儀、伺之通被 仰出難有奉

一 鳥目壹貫五百文

問屋・名主六人

存候、今日御当地罷通候付、可奉伺御機嫌、伺書

一同壹貫文

年寄式人

仕候由被申置候、

借り船之船頭三人

右御両所様相勤、直ニ神田橋通り千寿江被罷越候

右川端ニ而致世話候付而遣之、

一 右之外御老中様方松平右京大夫様へハ、口上之使者

一 古河町奉行為御馳走罷出候付、直ニ致挨拶候、

留守居相務申候、

一同十八日雀宮昼休・大沢泊、

一同十六日草賀昼休・粕壁泊、

一 於宇都宮戸田越前守様方為御馳走町奉行罷出、其外

一同十七日栗橋昼休・小山水泊、

御徒目付并町年寄罷出、

一 栗橋御関所ニ而本多中務大輔様より御使者被遣之、

一 於大沢山口新左衛門殿手代罷出候付、直ニ致挨拶候、

房川船為御馳走、被差出之旨被仰越候付、直ニ被致

一 右於同所御殿番之由ニ而兩人罷出、

一同十九日七半時大沢発足、五半時分鉢石着、

一先達而日光山江留守居助役之者一人差越、万端宿坊

二而承合候、被致着候と早速右之者為御届、左之通

使者差越候、

一日光准后様

御坊官中迄

今度 御宮 御靈屋参拝之儀、願之通被 仰出

難有奉存候、只今鉢石旅宿江到着仕候間、為御

案内以使者申上候、

一林備後守様御在山

拙者儀此度 御宮 御靈屋為参拝、唯今鉢石旅

宿江致到着候、依之御届申入候、明日御出座之節、

宜頼入存候、拝礼刻限之義御別当中へ承合可申候、

一御宮御別当
大楽院

御宮 御靈屋為参拝、只今鉢石旅宿迄致到着候、

明日何時拝礼可罷出候哉御差図頼入存候、右為可

得御意、以使者申入候、

明六時過罷出候様ニと返答有之、

一御靈屋御別当
龍光院

口上右同断

一実教院宿坊

口上右同断

一修学院学頭

今度 御宮 御靈屋為参拝、只今鉢石旅宿へ致

到着候、依之以使者申入候、

一山口新左衛門殿江

徒士使

御宮 御靈屋為参拝、只今鉢石旅宿江致着候、依

之以使申入候、

一着前宿坊実教院江、以使僧野菜一種来ル、

一日光准后様江安養院御使僧御口上左之通、

今度御社参此許江御着、御満足思召候、依之以御

使僧一種被進候、

餅菓子 一組

右御使僧本陣書院江通之、直御請申之、式台迄送被

申候、

一宿坊実教院入来付、書院ニ而対面、明日拝礼刻限等

之儀被申談、其以後役人罷出、万端承合候上、菓子・吸物出之、

一御宮 御靈屋内見之儀、宿坊江申談、今九時旅宿江出、尤半上下着之、宿坊之院代案内并本陣之手代も罷出、且又供廻り地廻り之通也、

一同廿日登山前宿坊江只今致登山候間、御出被下候様ニ使を以申遣之、

一登山前進献之品、介添之者先達而持参之、

一御宮江

御太刀 一腰

御馬代 銀式枚

一御目錄引合、

一御太刀ハ献上之通、

一御馬代奉書ニ而折懸、包水引ニ而結び、白木台ニ居之、

下札有、

一白木箱御太刀箱 鉄緒付

一同断御目錄箱 右同断

一御靈屋江

白銀壹枚

一御目錄引合

一銀子奉書ニ而折かけ、包水引ニ而結之、白木台居之、下札有

右之通白木長持入之、

宰領

同

持人

箱桃灯持

同式人

麻上下着 徒士壹人

看板袴着 足輕式人

看板着 中間四人

一同日朝七時過被致行水、大紋着、六時過登山、

一先達而介添之者 御宮石之鳥居前江御太刀箱持セ参、

宿坊之案内之出家江申談、唐金之御鳥居脇ニ而御

太刀目錄取出、介添之者持之、御馬代銀ハ台ニ載候

を、宿坊院代江相渡、御唐門迄持、社人江相渡之、

一石之御手水鉢ニ而手水遣之、御本地堂江罷越、左右

相待、夫江御宮江罷越、陽明門ニ而刀を取、刀番江相

渡、介添之者も刀を取、陽明門之軒下ニ差置、御太

刀目錄御唐門迄持参之、御唐門外ニ而大紋之く、り

をと、御太刀目録介添ら請取、階を上り、御宮御縁迄持参之處、社人罷出請取之、御内陣へ相納候節、於御縁拜礼、直手を突罷在候時、御内陣ら御神幣社人持出候節、御拜殿之内御膝突迄罷越、御膝突ニ手を懸、御神幣頂戴、御幣 御内陣江御安座、奉見左江付、御石之間へ罷下、御神前江少筋違罷在候節、神酒社人持出頂戴、畢而御土器疊紙包懷中退去、御拜殿御縁左右ニ日光奉行・大楽院、其次山口新左衛門出座罷在候付及挨拶、新左衛門へハ会釈罷出、

此節林備後守様ハ御忌中ニ而御出座無之、

一御唐門外ニ而御土器納戸之者へ相渡、大紋く、り取申候、

但御土器包紙兼而致懷中候、

一石之御鳥居下ら駕籠ニ乘、御靈屋迄静ニ罷越、

一御靈屋仁王門前常行堂之脇ニ而下乘、

一仁王門内ニ而手水つかひ、夜叉門にて刀を取、刀番へ渡、介添之者夜叉門之軒下ニ刀を指置、献上之銀

子台ニ載、持参之、御唐門にて宿坊院代江相渡之、

一御唐門外にて鎰を解、御靈屋御縁ニ而致拜礼、此節も日光御奉行・龍光院并山口新左衛門出席、退去之節最前之通及挨拶、

一下乗之場所にて駕籠乘、御本坊へ罷越、拜礼相濟候段、并以御使者御菓子被下候御礼申置、此節御太刀馬代、先達而以使者持参候間申述之、夫ら宿坊へ立寄、早速鉢石旅宿へ罷歸、

一参拜相濟候為御礼、早速足輕飛脚差立、御連状差越之、

一筆啓上仕候、公方様・大納言様益御機嫌能被成御座奉恐悦候、然者私儀昨日到日光参着、今朝御宮 御靈屋拜礼仕難有仕合奉存候、右之段為可申上、捧愚札候、恐惶謹言、

八月廿日 松 平市 正

松 左近将監様

酒 讚岐守様

松 伊豆守様

参人々御中

黒 豊前守様

同断

松 右京大夫様

同断

右御連状八月廿一日着ニ付、即刻御用番松伊豆守

様・黒豊前守様・松右京大夫様江、留守居持参之、

一宿坊実教院^五、以使僧拜礼相濟候為悦一種来ル、

一大楽院・龍光院・修学院^五宿坊へ為悦使僧来、山口

新左衛門殿^五も使来ル、

一下山以後四時鉢石致足、八半時徳次郎着、

一鉢石致足付、以使者御届申遣、左之通、

一日光准后様

御坊官中迄

私儀只今鉢石致足候、此段為可申上、以使者申

上候、

一林備後守様

今朝 御宮 御靈屋拜礼首尾好相仕廻致大慶候、

依之目錄之通致進覽候、只今鉢石致足候付、旁

以使者申入候、

目錄式百疋 包熨斗・白木台

一大楽院

口上右同断

目錄二百疋 白木台

一龍光院

右同断

一修学院

右同断

一実教院

今朝 御宮 御靈屋拜礼首尾能相仕廻致大慶候、

宿坊御頼申候処、諸事御世話忝存候、因之目錄之

通致進覽候、先刻者預御使僧忝存候、只今鉢石致

足候付、右為可申述、使者を以申入候、

目錄五百疋 白木台

一 実教院今代 立妙坊

此度万端致世話候付、

目錄式百疋 粉居

一当番之社家耆人江、

目錄百疋

右両人江遣候もの宿坊へ使者持参頼置候、

一山口新左衛門殿

拜礼相仕廻、鉢石発足付

目錄式百疋

右之通以使者遣之、

一金百疋

座頭

一同五拾疋

猿引

右本陣へ頼遣之、

一金式百疋

本陣

入江喜兵衛

拜礼相済候為祝義遣之、

一同五百疋

右同人

此度本陣仕候付遣之、

一同百疋

同人手代

御山案内罷出候付遣之、

一同百疋

鉢石名主

杉江太左衛門

同問屋

同 浅右衛門

馬致世話候付遣之

一於徳次良、戸田越前守様と御使者にて両種来、右御

使者小倉縞二端相送之、

一於同所、為馳走御代官・同手代罷出、左之通相送之、

小倉縞一端

戸田越前守様

御代官江

絞木綿一端ツ、同手代式人

一同廿一日徳次良発足、石橋昼休、間々田泊、

一於宇都宮、越前守様町奉行為御馳走罷出、直致挨拶

候、

一同所にて御徒目付・町年寄罷出候付、左之通遣之候、

絞木綿三端

町奉行

同二端

御徒目付

小倉縞壹端

町年寄

右送り物何茂本陣へ頼遣之候、

一同廿二日間々田発足、幸手昼休、越ヶ谷泊、

一於古河、本多中務大輔様町奉行為御馳走罷出候付、

直致挨拶候、

一於中田房川、御同人様御船奉行罷出候付、是亦直致

挨拶候、

右之外御船為御馳走被差出候付、

一銀子貳両

水主頭

一鳥目壹貫五百文

水主江

右之外

一銀貳両

中田本陣

問屋

下役

年寄五人

一鳥目貳貫五百文

馬指

船肝煎

人足

右何茂川端へ出致世話候付遣之、

一同廿三日越ヶ谷発足、千寿^(マ)昼休、夫^レ直ニ御老中

様・若年寄様被相勤、八半時分帰宅、

一同日日光准后様江日光参拝相仕廻、今日着ニ付、為

御届御坊官中迄、以使者被申上候、

一同廿四日日光御奉行竹中周防守様御在府ニ付而拝礼

相濟、参府為御届、使者差越之、

一泊本陣江

五百疋

一昼休本陣江

貳百疋

右者東海道之格を以遣之、此外之送り物も東海道之

通ニ遣之候、